

## 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和6年度当初予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 72,777百万円

### 1. 社会保障施策の充実(48,298百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・子育て	子ども・子育て支援給付費	37,338	0	0	25,837	11,501
	地域子ども・子育て支援事業費	6,558	0	0	4,968	1,590
	児童保護措置費	5,530	2,728	19	326	2,457
高の無償教育化	県設立公立大学法人授業料等減免事業費	154	0	0	154	0
	私立専門学校授業料等減免事業費	3,938	1,969	0	1,969	0
医療・介護	後期高齢者医療負担金	83,033	0	0	950	82,083
	国民健康保険助成費	49,220	0	0	3,848	45,372
	難病等対策費	5,071	2,510	0	2,473	88
	地域医療総合確保事業費	5,604	3,810	57	1,737	0
	介護給付費負担金	64,793	0	0	4,440	60,353
	介護保険地域支援事業交付金	4,440	0	0	496	3,944
	地域介護総合確保事業費	3,219	2,145	0	1,074	0
	診療報酬の充実	24,225	5,387	0	26	18,812
合計	293,123	18,549	76	48,298	226,200	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

### 2. 社会保障施策の充実以外の使途(24,479百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。